

NISAの見直しについて

政府・与党は令和2年度税制改正において、個人所得課税に関しNISA（少額投資非課税）制度の見直しを閣議決定しました。今回の税制改正のなかで関心が高い、注目点として取り上げます。

✚ 「一般NISA」の制度変更

現行の「一般NISA」は2023年末で終了し、2024年からは投資対象商品や非課税限度額を見直した、「新・一般NISA」が制度開始されます。

税制改正大綱では、「人生100年時代にふさわしい家計の安定的な資産形成を支援していく観点から、NISA制度について、少額からの積立・分散投資をさらに促進する方向で制度の見直しを行い」「より多くの国民に積立・分散投資による安定的な資産形成を促す観点から、積み立てを行っている場合には別枠の非課税投資を可能とする2階建ての制度に見直した」と述べられています。

【「新・一般NISA」の制度概要】

- ①積立投資専用枠（上限：年20万円）と、②その他の投資枠（上限：年102万円）の、2つの非課税枠で構成されます。
- ①の投資対象は、つみたてNISAと同じものとなり、一定の要件を満たす投資信託やETFのうち、金融庁に届出された銘柄に限定されます。
- ②の投資対象は、現行の一般NISAとほぼ同じ（高レバレッジ投資信託等を除く）となります。
- 原則として、①への投資を行った後に、②への投資が可能になります。
- ①への投資を行わずに、②への投資のみを行うことも可能です。ただしその場合は、投資対象が制限され、上場株式への投資しかできません。

【「一般NISA」の新旧比較】

	現行	新	
投資できる期間	～2023年	2024年～2028年	
非課税の期間	原則5年間	原則5年間	
非課税枠の区分	—	①積立投資専用枠	②その他の投資枠
投資タイミング	制約なし	積立投資のみ	制約なし
		※原則①への投資後に②への投資が可能	
非課税枠(年間)	120万円	20万円	102万円
		(合計122万円)	
投資対象	上場株式、公募株式投資信託、ETF、上場REIT、ETNなど原則全銘柄	つみたてNISAと同じ(一定の要件を満たす公募株式投信やETFで、金融庁に届出された銘柄のみ)	現行NISAとほぼ同じ(高レバレッジ投信等を除く) ※①への投資を行わない場合は上場株式のみ

✚ 「つみたてNISA」の期間延長

「つみたてNISA」は、投資できる期間が5年延長され、2042年末までとなります。

なお、非課税期間の20年、非課税枠(年間)の40万円といった制度設計に何ら変更はありません。

「新・一般NISA」の制度開始後は、1年ごとに「新・一般NISA」か「つみたてNISA」のいずれか一方を選択して利用することになります。

✚ 「ジュニアNISA」の廃止

未成年者を対象とする「ジュニアNISA」は、普及が進まなかったことから、2023年末をもって終了、廃止されます。

なお、制度上18歳になるまで売却代金等の払出しが制限されていますが、制度廃止に伴い、2024年1月以降は制限が撤廃され、払出しが可能となります。

✚ 見直しの影響は

「一般NISA」が大きく見直され、原則、積立をしないと通常投資が出来ない建て付けとなり、やや複雑な制度になります。積立をしたくない方や通常投資メインの方は、株式投資だけにするか、少額の積立をしてから投信への通常投資を行うことになります。

なお、積立をしない場合において、株式への投資が可能なのに投信への投資は不可とされたのは、販売会社や運用会社にとってややショックです。国が優遇する投資対象は、①つみたてNISA投信、②株式、の順であり、①以外の投信はそれより劣ると明確に位置付けられたからです。顧客本位の営業を推進する金融庁が、既存の投信商品へ痛烈なメッセージを送ったと言えます。

さて、今までは、通常投資ユーザーは「一般NISA」、積立投資ユーザーは「つみたてNISA」という住み分けが一般的でした。見直し後は、どちらを選択するか悩む方が増えそうです。注意が必要なのは、「つみたてNISA」の非課税期間が20年あるのに対し、「一般NISA」での積立の非課税期間は5年にとどまることです。積立の機能面だけ比べると、「つみたてNISA」の方が「一般NISA」より優れた制度と言えます。金融庁は「つみたてNISA」を強く推進しています。もしかすると、将来の「つみたてNISA」への一本化を見据えた、今回の見直しなのかもしれません。

ところで、「ジュニアNISA」は廃止が決まりましたが、それに伴い、制度普及のネックだった18歳未満の払出し制限が2024年1月以降は撤廃されるため、皮肉にも実質的な制度改善がなされた形です。短期ながら廃止までの4年間は、使える非課税枠として注目されるかもしれません。

一般社団法人全国経営診断士協会

〒112-0004

東京都文京区後楽 2-2-17 NBD 三義ビル

TEL : 03-3812-8211 FAX : 03-3812-8213

mail@cbca.jp

http://www.cbca.jp

お問い合わせ先